

厚生労働省
岡山労働局発表

平成24年3月30日

岡山労働局職業安定部職業対策課

担当：職業対策課長 上山 吉徳

職業対策課長補佐 河本 清美

地方障害者雇用担当官 行廣 淳治

電話：086-801-5108

障害者の雇用の促進等に関する法律第39条第2項の規定に基づく
岡山県教育委員会及び市町の機関に対する適正実施勧告の発出に
ついて

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）では、国及び地方公共団体の任命権者に対し、法定雇用率（2.1%。都道府県に置かれる教育委員会及びその他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあっては2.0%）以上の身体障害者又は知的障害者の雇用に義務付けており、法定雇用率を達成していない機関は、障害者採用計画を作成しなければいけない（法第38条第1項）ほか、厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関する勧告（適正実施勧告）を行うことができる（法第39条第2項）。

岡山県教育委員会については、平成21年1月を始期とする3年間にわたる障害者採用計画を作成したにもかかわらず、計画終期に当たる平成23年12月31日現在、当該採用計画を適正に実施していないと認められたことから、法第39条第2項の規定に基づき、新たに作成した平成24年1月を始期とする障害者採用計画を適正に実施し、障害者の採用を進めるよう、適正実施勧告を行う。

また、市町の機関のうち下記の機関については、障害者採用計画を作成したにもかかわらず、当該採用計画を適正に実施していなかったことから、法第39条第2項の規定に基づき、当該計画終了後、新たに作成している計画について、本日付けで適正実施勧告を行う。

記

- 岡山県教育委員会（厚生労働大臣勧告）
- 市町の機関（2機関）
 - 瀬戸内市
 - 浅口市

適正実施勧告を発出した機関の状況

岡山県教育委員会(法定雇用率2.0%)

機 関 名	採用計画終期(23.12.31)の 雇用状況				採用計画の実施状況				
	算定基礎 職員数	障害者数	雇用率	不足数	採用予定		採用状況		実施率
					① 職員数	②うち 障害者数	③ 職員数	④うち 障害者数	
岡山県教育委員会	10,005	175.0	1.75%	25	1,223	79.0	1,275	58.0	70.4%

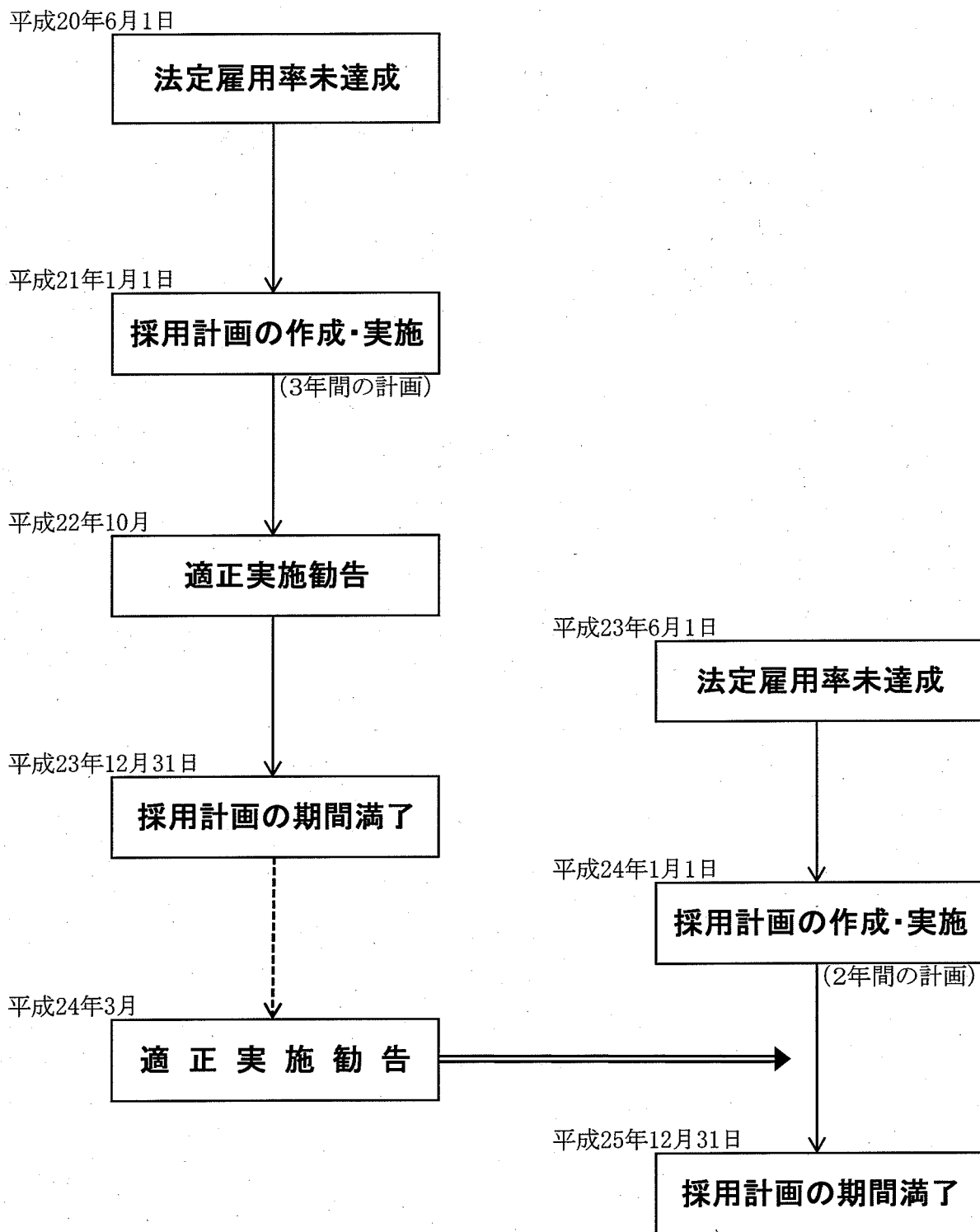
$$\text{注) 実施率} = \frac{\text{④} / \text{③}}{\text{②} / \text{①}}$$

市町の機関(法定雇用率2.1%)

機 関 名	採用計画終期(23.12.31)の 雇用状況				採用計画の実施状況				
	算定基礎 職員数	障害者数	雇用率	不足数	採用予定		採用状況		実施率
					① 職員数	②うち 障害者数	③ 職員数	④うち 障害者数	
瀬戸内市	450	6.0	1.33%	3	7	3.5	5	0.0	0.0%
浅口市	264	4.0	1.52%	1	10	1.0	4	0.0	0.0%

$$\text{注) 実施率} = \frac{\text{④} / \text{③}}{\text{②} / \text{①}}$$

法定雇用率2.0%が適用される教育委員会に対する雇用率達成指導の流れ図

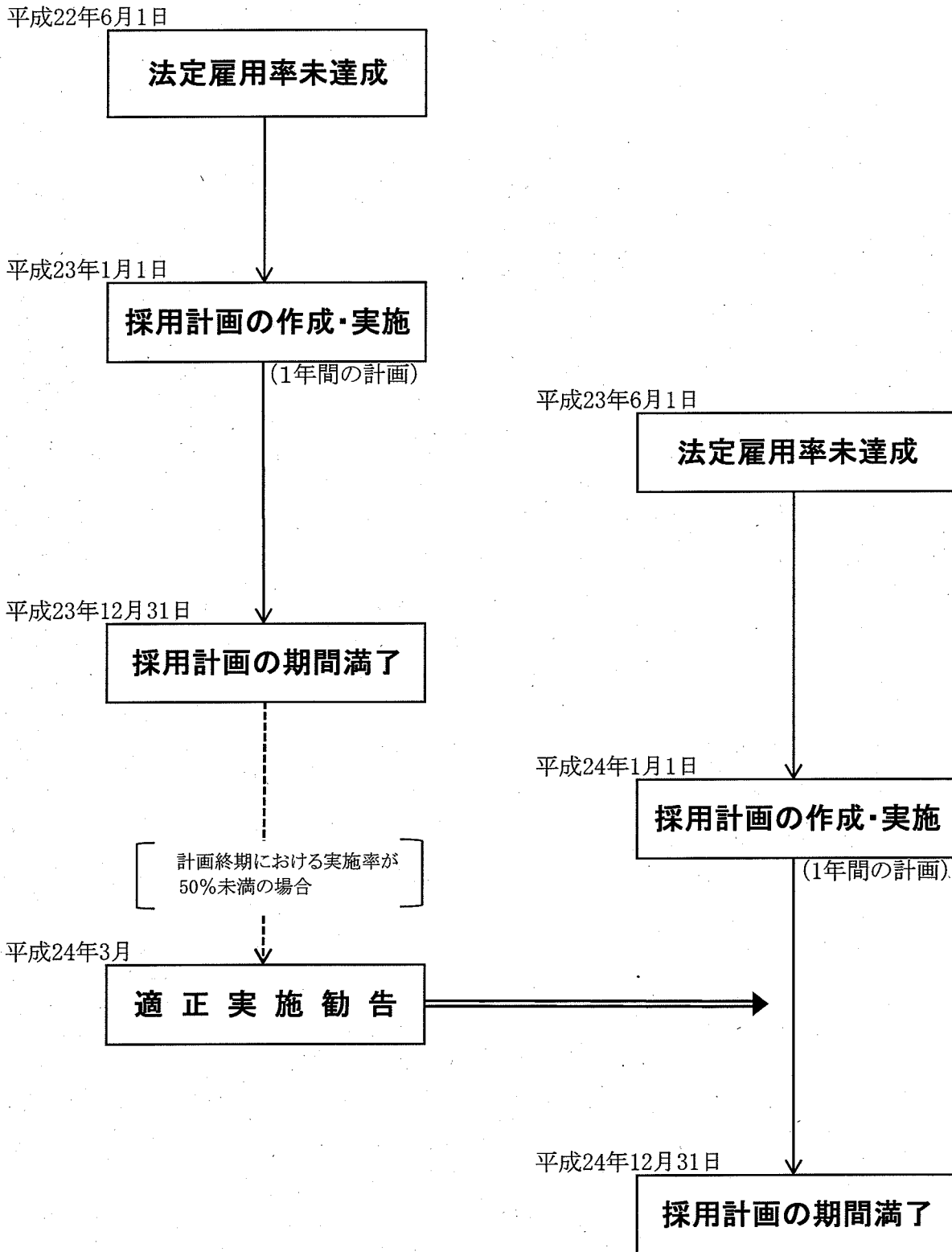


適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ①計画終期における障害者採用計画の実施率が50%未満であること
- ②計画終期の実雇用率が前年の6月1日現在の実雇用率を上回っていないこと

官公庁に対する雇用率達成指導の流れ図



関係条文

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（抄）

（雇用に係る国及び地方公共団体の義務）

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものに乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、身体障害者又は知的障害者である職員の数がその率に乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

（採用状況の通報等）

第三十九条 （第 1 項 略）

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号）（抄）

（法第三十八条第一項の政令で定める率）

第二条 法第三十八条第一項の政令で定める率は、百分の二・一とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二とする。